



許 可 証

住 所 和歌山県橋本市神野々40番地の3

氏 名 株式会社イヌイエコシステム
又は法人 代表取締役 乾 嘉晃

令和2年11月5日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東310番地の1
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系に限る）
業 務 内 容	事業系一般廃棄物収集運搬業務
営 業 区 域	かつらぎ町全域
許 可 番 号	第1号
営 業 許 可 期 間	令和2年11月11日から令和3年11月10日まで
条 件	<ul style="list-style-type: none">・「かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及びかつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」による。・収集運搬にあたる排出事業所の名簿を提出し、また追加、変更等ある場合は随時報告すること。

令和2年11月11日

かつらぎ町長 中阪 雅則

